

令和3年度新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業（西部地域）

業務委託企画提案競技実施要領

令和3年度新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業（西部地域）業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

なお、本事業は埼玉県を概ね4つの地域（南部地域、西部地域、北部地域、秩父地域）に分け、4地域について別々に実施する。参加者は1つの地域のみでも複数の地域でも選択・参加可能とし、各地域の特性を踏まえた企画提案を行うものとする。

1 委託業務名

令和3年度新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業（西部地域）業務委託

2 委託する業務の内容

埼玉県では県内を9つの地域に区分し、各地域振興センターにおいて県・市町村・民間等で構成する「地域の未来を考える政策プロジェクト会議」（以下、未来会議という）を開催し、地域の将来の在り方や地域振興の取組について議論している。

本業務では、受託者は業務対象地域における未来会議に参画し、意見交換を通じて地域の声を聞きながら新たな働き方・暮らし方の定着を踏まえた県民意識や生活環境の変化を調査・分析する。

さらに、その結果に基づき地方創生における地域の課題や取組テーマを抽出するとともに、課題や取組テーマに対する具体的なモデル事業を立案する。

また、モデル事業を実施するに当たり、地域（県・市町村・地域コミュニティ等）と連携して地方創生に取り組む企業を発掘し、提案・マッチングを行う。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月15日（火）まで

4 令和3年度当初予算額（案）

上限8,600千円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次の（1）～（8）のすべてを満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと
- （3）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- （4）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと
- （5）民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又

- は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと
- (7) 物品買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づく平成31・32年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA又はB等級として格付けされた者のうち、営業品目（小分類）が「市場調査業務」又は「世論調査業務」に登録された者又は平成30年4月1日以後に、官公庁等が実施した地方創生事業の契約履行実績を有する者
- (8) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること

6 企画提案募集から委託候補者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和3年2月26日（金）	要領の公開（HPの公開）
令和3年3月1日（月）～3月8日（月）	質問受付期間
令和3年3月9日（火）	質問回答期限
令和3年3月10日（水）～3月17日（水）	企画提案参加者募集期間
令和3年3月10日（水）～3月18日（木）	企画提案書受付期間
令和3年3月24日（水）	県から質問送付
令和3年3月26日（金）	県への回答期限
令和3年4月以降	委託候補者決定、契約締結

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：「令和3年度新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業業務委託に係る企画提案競技に関する質問書」（様式第1号）に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：

「新たな地方創生（西部地域）」質問書（法人名）

(エ) 質問受付期間：令和3年3月1日（月）～3月8日（月）

イ 質問の回答

質問事項への回答は令和3年3月9日（火）までに、県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

ア 参加表明手続き

「令和3年度新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業（西部地域）業務委託に係る企画提案競技参加申請書」（様式第2号）1部を提出すること

イ 提出期間

令和3年3月10日（水）～3月17日（水）17時（必着）

ウ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎2階南西側）

電話048-830-2771 FAX048-830-4741

※ 提出は、電子メール、ファックス又は持参

（メール提出先）a2760-02@pref.saitama.lg.jp

（メール件名）「新たな地方創生（西部地域）」参加表明（法人名）

（3）企画提案書等の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

令和3年3月10日（水）～3月18日（木）17時（当日消印有効）

イ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎2階南西側）

電話048-830-2771

ウ 提出書類

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。すべての様式はA4判（企画提案書の別添資料はA3判も可）とする。

（ア）すべての参加者が提出する書類等

- a 令和3年度新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業（西部地域）業務委託に係る企画提案書（様式第3号）

別添資料の様式は任意とするが、令和3年度新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業業務委託仕様書（企画提案用）（4地域共通）（以下「仕様書」という。）に示す内容に基づいて、次の各項目（例示）の提案内容について作成すること。

ページ数は写真、画像も含め30ページ以内とすること。

（a）基本方針

本委託業務の趣旨を踏まえ、業務対象地域における現在及び将来の地域課題や地域特性（地域の強み・弱み）について、どのようにとらえているか認識を述べること。

（b）調査・分析の内容

業務対象地域において必要と考えられる調査内容・方法、調査結果の分析手法及び分析結果から導き出される仮想取組テーマを提示すること。

（c）モデル事業案

本委託業務の趣旨を具現化するための具体的取組をイメージすることができ、かつ業務対象地域内において実施可能な仮想モデル事業を1事業以上提案すること。

（d）連携企業の提案・マッチング

仮想モデル事業における想定連携企業及び事業手法を提案すること。想定連携企業については業種や事業規模を記載し、事業手法については持続的な事業運営が可能となる仕組みについて記載すること。

（e）本委託業務を行うに当たって、業務に係る知見・ノウハウなど自社の業務遂行能力をP

- Rすること。
- b 業務工程表（様式自由）
各業務に係るスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成すること
 - c 業務実施体制調書（様式第4号）
本委託業務の実施体制について作成すること
 - d 業務実績調書（様式第5号）
平成30年4月1日以後の官公庁からの該当業務の受託実績について記載すること
なお、実績が多数ある場合は10項目を限度に記載すること
 - e 見積書（様式第6号）
経費を積算した内訳書を添付すること
 - f 会社事業概要書（様式第7号）
必要事項を記載し、会社の概要がわかるパンフレット等を添付すること
 - g 実施要綱の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第8号）

(イ) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類

- a 定款又は寄附行為並びに履歴事項全部証明書（提案日前3か月以内に取得したもの）
- b 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び損益計算書）
- c 法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

また、ウ（ア）a～gは電子データでも提出すること。（パンフレット等は除く）

ただし、ウ（イ）本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類については、2部（正本1部、副本1部）

オ 提出方法

持参（17時まで）又は郵送（当日消印有効）

※FAX、電子メールでの提出は不可。郵送の場合は、配達証明によること

ただし（ア）a～gの電子データについては、電子メール可とする

（回答提出先：地域政策課 地域振興担当 a2760-02@pref.saitama.lg.jp）

(4) 企画提案書等に対する質問及び回答

ア 県は、提出書類等を確認し、質問事項等がある場合には3月24日（水）に電子メールで応募者へ送付する。

イ 応募者は、質問事項等に対する回答を作成し、3月26日（金）正午までに電子メールで回答する。（回答提出先：地域政策課 地域振興担当 a2760-02@pref.saitama.lg.jp）

ウ 県は、イの回答内容を踏まえ、提出書類等に基づく審査を実施する。

(5) その他

ア 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成等に要する費用）は参加者の負担とする。

8 審査・選定

（1）審査・選定方法等

ア 県は業務に関する企画提案競技審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。

イ 企画提案競技審査委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

ウ 審査の結果について、候補者及び候補とならなかった者に電子メールで速やかに通知する。

エ 県は、委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

9 その他留意事項

（1）提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出したもの

オ 「7（3）企画提案書等の提出」のウに示す提出書類がないもの

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

（2）企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和3年度当初予算案の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

10 お問い合わせ先

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

電話 048-830-2771

Eメール：a2760-02@pref.saitama.lg.jp